第８号様式

共同企業体協定書

（目的）

1. 当共同企業体は、「美浜駐車場（以下「当施設」という。）の管理運営業務（以下「当

業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「企業体」とい

う。）と称する

（事務所の所在地）

第３条　当共同企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、当業務の指定期間の満了後３か月

を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当施設の指定管理者となることができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかか

わらず、解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号または名称

代表者

所在地

商号または名称

代表者

所在地

商号または名称

代表者

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表構成団体とする。

（代表構成団体の権限）

第７条　当企業体の代表構成団体は、当業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を

行うことを名義上明らかにした上で、北谷町と折衝する権限並びに当業務に係る申請書

の提出、指定管理者制度に係る官営運営に関する協定の締結、指定管理料の請求、受領及

び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第８条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当業務の

履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定、その他の当企業体の運

営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当業務の履行にあたるもの

とする。

（構成員の責任）

第９条　各構成員は、当業務の履行及び下請契約その他業務の履行に伴い、当企業体が負担

する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

２　当業務の履行に係る各構成員の業務分担については、別表のとおりとする。

３　前項に基づく別表は、北谷町及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更する

ことはできない。

（取引金融機関）

第１０条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　　とし、共同企業体

の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１１条　当企業体は、業務の履行の年度または完了ごとに当業務について決算するもの

とする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１２条　本協定書に基づく権利義務は他に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１３条　構成員は、北谷町及び構成員全員の承認がなければ4，当企業体が当施設を管理

運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち、業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、

北谷町の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当業務を履行する。

（構成員の除名）

第１４条　当企業体は、構成員のうちいずれかにおいて、当業務履行中に重要な義務の不履

行その他の除名し得る正当な理由が生じた場合には、他の構成員全員及び北谷町の承認

により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合において、前条第２項を準用するものと

する。

（業務途中における構成員の破産または解散に対する措置）

第１５条　構成員のうちいずれかが当業務履行途中において破産または解散した場合は、

第１３条第２項を準用するものとする。

（代表者の変更）

第１６条　代表者が脱退もしくは除名された場合または代表者としての責務が果たせなく

なった場合においては、当企業体は解散するものとする。

（構成員の加入）

第１７条　前2条の規定による構成員の脱退、除名及び破産または解散により残存構成員

のみでは適正な業務の履行の確保が困難な時は、第１３条第2項の規定にかかわらず残

存構成員全員及び北谷町の承認を得て、新たな構成員を当企業体に加入させることがで

きる。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、当業務につき瑕疵があったときは、各構成員

は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとす

る。

上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するとともに、１通を北谷町に提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

構成員　所在地

商号または名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　所在地

商号または名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　所在地

商号または名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

別表

あ　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体責任分担表

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員名（団体名） | 業務分担 |
| （代表者） |  |
| （構成員） |  |
| （構成員） |  |

※上記「業務分担」については、協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記入すること。

※本協定書第９条第３項の定めによるところにより、上記責任分担表は、北谷町及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。